

各務原市母子保健推進員設置要綱

(昭和52年6月29日決裁)

(設置)

第1条 市の母子保健業務と緊密な連携のもとに、妊産婦、乳幼児の健康診査等の有効利用による疾病の早期発見等、母子保健の推進を図るため、各務原市母子保健推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 推進員は、市内に居住する女性であって、活動力があり他人と協調できる者のうちから、市長が委嘱する。

(証票)

第3条 市長は、推進員を委嘱したときは、推進員であることを証明する証票（様式第1号）を交付するものとする。

2 推進員は、その活動を行うときは、前項の証票を携帯し、請求があった場合は、これを提示するものとする。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第5条 推進員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 市が行う母子保健業務に対する受診の勧奨及び協力
- (2) 母子保健に関する知識の習得及び普及
- (3) 母性及び乳幼児の保健に関する問題点の把握
- (4) 各種母子保健事業の紹介

(活動報告)

第6条 推進員は、活動の状況を毎月、母子保健推進員活動報告書（様式第2号）で報告する。

(解嘱)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 推進員が特段の理由もなくその活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員がやむを得ない事由によりその活動を行うことができなくなったとき。

(3) 推進員が市外に転出したことにより、第2条の要件を満たさなくなったとき。

(4) 推進員から申出があったとき。

(守秘義務)

第8条 推進員は、活動上知り得た秘密は、絶対漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(報償)

第9条 市長は、市の予算の定める範囲内で、推進員に対して報償金を支給する。

附 則

この要綱は、昭和52年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号

証

住所

氏名

（ 年 月 日 生）

上記の者は、各務原市母子保健推進員であることを証明します。

年 月 日

各務原市長

委嘱期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

様式第2号（第6条関係）

母子保健推進員活動報告書

年 月中における母子保健推進員活動の状況を次のとおり報告します。

年 月 日

母子保健推進員名

各務原市長

実施 月日	対 象 者 ○印または（ ）記入	活 動 内 容 ○印または（ ）記入	未受診者の名前・ 生年月日・（ ）記入	保健師への連絡 事項等
月 日	妊婦・産婦 4か月児健診未受診者 11か月児健診未受診者	育児等の助言 食事について 体重や身長ついて しつけについて その他	名前 〔 〕	
月 日	1.6歳児健診未受診者 3歳児健診未受診者 その他（ ）	〔 〕 健診の受診勧奨 医療福祉制度の説明 妊娠の届出の勧奨 その他（ ）	生年月日 年 月 日生	
月 日	妊婦・産婦 4か月児健診未受診者 11か月児健診未受診者	育児等の助言 食事について 体重や身長ついて しつけについて その他	名前 〔 〕	
月 日	1.6歳児健診未受診者 3歳児健診未受診者 その他（ ）	〔 〕 健診の受診勧奨 医療福祉制度の説明 妊娠の届出の勧奨 その他（ ）	生年月日 年 月 日生	
月 日	妊婦・産婦 4か月児健診未受診者 11か月児健診未受診者	育児等の助言 食事について 体重や身長ついて しつけについて その他	名前 〔 〕	
月 日	1.6歳児健診未受診者 3歳児健診未受診者 その他（ ）	〔 〕 健診の受診勧奨 医療福祉制度の説明 妊娠の届出の勧奨 その他（ ）	生年月日 年 月 日生	